

平成15年8月25日
農林水産省

カンクン閣僚文書案（改訂版）の概要

〔（注）[...]は、未定の事項として原文に記されている。〕

1. この文書の性格、目的等についての一般理事会議長による説明

- ・ 別添のカンクン閣僚文書案（改訂版）は、WTO事務局長の緊密な協力を得て、一般理事会議長がその責任に基づいて配付しているものである。
- ・ この文書は、8月25日の週に予定されている一般理事会の議論に取り上げられるが、それに先立ち首席代表者による非公式会合が開かれる。
- ・ この文書は、現段階においていかなる部分についての合意も意味するものではなく、いかなる課題についてのどのような代表団の立場に対しても予断するものではない。

2. 本体

(1) 我々は、ドーハで我々が行った宣言および決定を再確認する。我々は、ドーハで合意した作業計画の実行に向けてなされてきた進展を認識し、作業計画の完遂を改めて約束する。我々はまた、ドーハで立ち上げた交渉を、合意されている2005年1月1日までに成功裡に終結するという我々の決意を新たにする。

(2) これらの目的の追求のため、以下のとおり合意する。

- ・ **TRIPS及び公衆衛生**：我々は、文書[...]の、TRIPS協定と公衆衛生に関するドーハ宣言第6項の実施についての決定を歓迎する。
- ・ **農業交渉**：我々は、ドーハ宣言第13項の農業マンデートの約束を再確認する。我々は、こうした観点から、農業委員会特別会合でなされた進展を認識するとともに、ドーハの目的を改革のモダリティに反映するための作業を強化することに合意する。本文書の附属書Aは、市場アクセス、輸出競争及び国内支持に係る鍵となる未解決の論点についてさらなる約束及び関連規律が示されているが、この目的のために、我々は、当該附属書Aの枠組みをこれらの分野における作業の結論のための基礎として採択する。我々は、[...]までに特別かつ異なる待遇に係る規定を含むさらなる約束についてのモダリティを確立する作業を終結するよう、農業委員会特別会合に指示する。我々は、各国が、これらのモダリティに基づき包括的な譲許表案を遅くとも[...]までに提出することに合意するとともに、ルール、規律及び関連法的文書を含む交渉が、部分として、また、交渉日程の終結日においては全体として、終結するものとする。
- ・ **非農産品市場アクセス交渉**：我々は、ドーハ宣言第16項の非農産品市場アクセス交渉のマンデートに係る約束を再確認する。我々は、この観点から、交渉グループによる市場アクセスに係る進展を認識し、ドーハの目的を本交渉のモダリティに反映するための作業を強化することに合意する。この目的のため、我々

は、本文書の附属書Bの非農産品交渉モダリティの枠組みを採択する。我々は、モダリティの確立作業を[...]までに終結するとともに、合意された期日までに交渉を終結することを確保するために必要なさらなる一歩を進めるよう、交渉グループに指示する。

- **サービス交渉**：我々は、特定の約束に係る交渉を終結させるための努力を加速することを約束する。我々は、特に継続的な要求・回答の交換を通じ、全ての参加者が全てについて約束することの重要性を強調する。全ての加盟国に効果的な市場アクセスを提供する観点から、回答の質、特に途上国の輸出関心分野及び様式に対し、しかるべき注意を払うものとする。
- **ルール交渉**：我々は、課題を特定することから解決策を探ることに力点を移行させるため、ルール交渉グループに対して、アンチダンピング及び漁業補助金を含む補助金相殺措置に関する作業を加速するよう指示する。地域貿易協定の透明性の改善に関する交渉におけるこれまでの進展に留意し、途上国の発展の側面に留意しつつ、同グループが透明性についての作業において速やかに暫定的な決定に達すること、及び、現行のWTO協定規定の下で地域貿易協定の規律の明確化及び改善についての作業を加速することを慫慂する。
- **TRIPS（知的所有権）交渉**：我々は、ワイン・スピリッツの地理的表示に関する多国間通報登録制度の設立交渉においてなされた進展に留意し、TRIPS理事会特別会合に対し、TRIPS協定第23条4及びドーハ宣言第18項で定められた作業を継続するよう指示する。我々は、交渉が[...]までに完了されることに合意する。
- **環境交渉**：我々は、貿易と環境委員会特別会合が、ドーハ宣言第31項のマンデートに含まれる概念に係る共通理解の醸成について達成した進展を確認する。我々は、これらの交渉へのコミットメントを再確認する。
- **紛争処理了解交渉**：（略）
- **途上国への特別かつ異なる取扱い（S&D）**：我々は、ドーハで与えられたマンデートの追求の中で特別かつ異なる取扱いの問題における進捗を確認し、文書[...]に示されている決定を採択する。
- **実施**：（略）
- **投資**：[ドーハ宣言第20 - 22項のマンデートに基づき、貿易と投資の関係に関する作業部会が行った取組に留意し、我々は、附属書Dが本文書に示したモダリティに基づき、交渉を開始することを決定する。]
[我々は、第4回閣僚会議以降、貿易と投資の関係に関する作業部会でなされた議論を留意する。その状況は、この分野における交渉開始の基礎を提供していない。したがって、我々は、作業部会において、この議題のさらなる明確化が行われるよう決定する。]
- **競争**：（投資と同旨）
- **政府調達**：（投資と同旨）
- **貿易円滑化**：（投資と同旨）
- **小規模経済国**：（略）
- **貿易、債務及び金融**：（略）
- **貿易と技術移転**：（略）
- **貿易と環境委員会報告書**：（略）
- **TRIPSノン・バイオレーション**：（略）
- **電子商取引**：（略）
- **技術協力**：（略）

- ・ **後発開発途上国（LDC）**：我々は、多角的貿易体制にLDCを効果的に統合するとの約束を再確認する。ドーハ宣言の約束に基づき、我々は、LDC製品に対する無税・無枠市場アクセスの目標を引き続き迅速に追求しなければならない。更に、ドーハ宣言での約束に従って、我々は国境及びその他における市場アクセスの漸進的改善のための追加的措置をとらなければならない。
- ・ **一次産品関連課題**：多くの途上国が限られた産品に依存しており、そのような産品の価格の長期的下落及び激しい変動によって引き起こされる問題に鑑み、我々は貿易と開発委員会がそのマンデートの範囲で、この課題についての取組みを他の関連国際機関と協力しつつ引き続き行い、その進展について一般理事会が次回閣僚会合までに報告するよう指示する。また、我々は、この課題の様々な要素は、進行中の交渉、特に農業交渉及び非農産品市場アクセスにおいて対応することが可能であることを考慮する。
- ・ **統一**：（略）
- ・ **加盟**：（略）

付属書A

カンクン閣僚会議文書2次案（農業部分）の概要

参加国は、ドーハ閣僚宣言の13項に規定された農業に関するマンデートに対する約束を再確認する。参加国は、全ての交渉分野における改革は相互に関係していること認識し、以下の枠組みに基づいて、特別かつ異なる待遇に関する条項を含む更なる約束についてのモダリティを確立する作業を、カンクン閣僚文書4項に規定する期日までに完了することに合意する。

1. 市場アクセス

- (1) 先進国の関税削減に適用される方式は、各要素が市場アクセスの実質的な改善に資するようなブレンド方式とする。方式は、以下のとおりとする。
 - []%の品目は平均[]%、最低[]%削減する。これらの重要品目の輸入に関し、市場アクセスの拡大は、関税削減や関税割当の組合せにより実施するものとする。
 - []%の品目は係数[]のスイス方式による。
 - []%の品目は無税とする。
- (2) []%の上限を超える関税品目については、先進国は、当該上限関税にまで削減するか、又は関税割当を含み得るリクエスト・オファー(要求・回答)の方式によってこれらの若しくは他の品目において効果的な追加的市場アクセスを確保する。
- (3) タリフ・エスカレーション(加工品高関税)の問題に効果的に対応する。
- (4) 農業に係る特別セーフガード(SSG)の利用と期間については、引き続き交渉の対象とする。

特別かつ異なる待遇

- (1) 途上国は、低い削減率、長期の実施期間を含む特別かつ異なる待遇を享受する。
- (2) 途上国の関税削減に適用される方式は、以下のとおりとする。
[]%の品目は平均[]%、最低[]%削減する。これらの重要品目の輸入に関し、市場アクセスの拡大は、関税削減や関税割当の組合せにより実施するものとする。この範疇において、途上国は、最低[]%の関税削減のみを適用し関税割当に関する新たな約束は課されない特別品目を、今後決定される条件に基づいて指定するとの追加的な柔軟性を有する。
[]%の品目は平均[]%、最低[]%削減する。
[]%の品目は平均[]%、最低[]%削減する。
又は、上記の 及び に代えて、
[]%の品目は係数[]のスイス方式による。
- (3) 関税の上限設定に関する上記条項の途上国への適用の可否及びその程度については、途上国の開発ニーズを考慮しつつ引き続き交渉の対象とする。
- (4) 農業に係る途上国向け特別セーフガード(SSM)については、今後決定される条件及び対象品目について、途上国の利用のために創設する。
- (5) 全ての先進国は、最恵国待遇及び特惠的機会の組合せにより、途上国からの輸入の最低[]%について、無税機会を付与するよう努める。
- (6) 参加国は、途上国にとっての特惠の重要性に配慮する。

2 . 国内支持

- (1) 全ての先進国は、貿易歪曲的国内支持についてウルグアイ・ラウンドの際よりも大幅な削減を行い、より多くの貿易歪曲的国内支持を使用する国がより大きな削減努力を行うものとする。
- (2) 総合AMS(助成合計量)の最終譲許水準については、[]%-[]%の範囲で削減する。
- (3) デミニミス(最小限の政策)を[]%削減する。
- (4) 青の政策については、その要件を以下のように変更する。
直接支払については、
- 固定された面積及び収量に基づいて行われること
又は
- 基準となる生産水準の85%以下の生産について行われること
又は
- 家畜に係る支払については、固定された頭数について行われること
の支持は、[]年までに2000-2002年における農業生産総額の5%を超えないようにする。その後、この支持は、更なる実施期間[]年間で毎年等量に[]%削減する。
- (5) AMSの下で許容される支持、上記 の支持及びデミニミスの合計は、上記 に

明記された最初の期間において、2000年の時点におけるデミニミス、青の政策及びAMSの最終譲許水準の合計より大幅に少なくなるように削減される。

(6) 緑の政策の要件については、引き続き交渉の対象とする。

特別かつ異なる待遇

(1) 途上国は、上記の貿易歪曲的な国内支持の低い削減率、長期の実施期間、農業協定6条2項(黄の政策の例外)及び緑の政策に関する条項を含む特別かつ異なる待遇を享受する。

(2) 途上国は、貿易歪曲的な国内支持に関するデミニミスの削減義務から除外する。

3. 輸出規律

(1) 輸出補助金に関しては、

- 加盟国は、途上国にとっての特別の関心品目に対する輸出補助金を[]年間で撤廃することを約束する[...]
- 残る品目について、加盟国は許容される輸出補助金の予算及び数量の段階的撤廃を目指した削減を約束する。

(2) 輸出信用に関しては、

- 加盟国は、輸出補助金の撤廃約束と同じ品目について、実効上同等となる方法で償還期間を商業的慣行([]か月)まで削減する規律を通じ、輸出信用の貿易歪曲的な要素を同期間で撤廃することを約束する。
- 残る品目について、輸出補助金の削減とその効果が同等となるような、輸出信用についての段階的撤廃を目指した削減努力が行われる。

(3) 交渉の結果を予断することなく、全ての形態の輸出補助の段階的撤廃を目指した削減は、輸出補助金と輸出信用についての効果が同等になるような日程で行われる。

(4) 上記(1)~(3)に基づく全ての形態の輸出補助の段階的撤廃を目指した削減に関する条項は、輸出国貿易企業を通じて供与される全ての形態の輸出補助金に同様に適用される。

(5) 食料援助の実施を通じて商業的取引が排除される事態を防ぐための規律に合意する。

(6) 全ての形態の輸出補助金の段階的撤廃の完了日の問題は、引き続き交渉の対象とする。

(7) 輸出禁止・輸出制限に関する農業協定12条の強化については、今後の交渉の対象とする。

特別かつ異なる待遇

(1) 途上国は、全ての形態の輸出補助金の段階的撤廃を目指した削減について、長期の実施期間を享受する。

- (2) 全ての形態の輸出補助金の段階的撤廃が完了するまで、途上国は農業協定9条4項(輸出補助金の例外)に基づく特別かつ異なる待遇を享受する。
- (3) 参加国は、後発途上国及び食料純輸入途上国に関するマラケシュ決定4項の規定を踏まえ、今後合意される輸出信用に関する規律にこれらの国を優遇するための異なる待遇に関する適切な条項を設けることを確保する。
4. 後発途上国は、削減約束から除外する。後発途上国からの産品に対する無税・無枠の市場アクセスの目的を迅速に追求する。
5. 新規加盟国による特定の懸念に対し効果的に対応する。
6. 上記に規定された枠組みに関する条項を前提として、議長モダリティ案改訂版の関連部分及び農業委特別会合議長の貿易交渉委への報告に明記された関連する質問は、関心事項ではあるが合意されなかった以下の事項を含むモダリティに関する更なる作業にとっての参照文書となる。国内支持の品目別の約束、関税割当の拡大又は創設の要件、枠内税率、独占による輸出特権、輸出税、特定のグループに対する柔軟性の提案、特定の非貿易的関心事項、実施期間、分野別の取組み、分野間の関係、平和条項、交渉の継続に関する条項、地理的表示及びその他の詳細なルール。

付属書 B

カンクン閣僚会議文書2次案(非農産品市場アクセス部分)の概要

1. 議長モダリティ改訂案は交渉グループの今後の作業の参考とする。
2. **関税削減方式(フォーミュラ)**
個別品目毎に適用される非定率的な(圧縮効果のある)関税削減方式の作業を継続。
 - 削減対象品目は事前に例外を求めることのない包括的なものであるべき。
 - 関税削減は現在の最終譲許税率から引き下げる。ただし、非譲許品目については、実行税率の[2]倍の値から引き下げる。
 - ウルグアイ・ラウンド以降にWTOの最恵国待遇の水準で関税が譲許されたことを条件に、自主的自由化に対し、削減幅の軽減措置(クレジット)を与えなければならない。
 - 従量税については、別途決定される方法で、従価税に換算し、従価税で譲許する。
 - 譲許率が[35]%以下の国には関税削減方式による引き下げを求めず、[100]%譲許を求める。譲許する際には、平均の関税率が途上国の譲許品目の平均関税率となるよう求める。

3. 分野別関税撤廃

撤廃または関税調和を目的とし、途上国に対する柔軟性を有する分野別関税部分に関する議論を継続。全ての国による参加が重要と認識。開発途上国の輸出関心品目を

特に考慮。

4. 途上国配慮

より長い実施期間を適用。加えて、各国の品目数かつ又は輸入量の [5] % の範囲で譲許例外又は削減方式適用例外を認める。この柔軟性により、関税分類のひとつの類各分野 (H S 2 桁) 全体を除外してはいけない。

5. L D C (後発開発途上国) 配慮

L D C に対しては削減方式による関税引き下げ及び分野別関税撤廃への参加を求めないが、譲許率の実質的な向上が求められる。更に、L D C の多角的貿易体制への統合の観点から、[・ ・] 年までに先進国及び一部途上国が L D C 産品に対する無税無枠措置を自主的に付与する。

6. 新規加盟国配慮

新規加盟国が関税削減に関する特別の規定を必要としていることを認識し、右規定を作成する。

7. 補完的モダリティ

コアモダリティと平行して、分野別関税撤廃、分野別関税調和 (ハーモナイゼーション) 及び要求・回答などの補完的モダリティの可能性を検討。低関税の撤廃についても検討。

8. 非関税障壁

全ての加盟国が2003年10月31日までに非関税障壁の通報を行う。非関税障壁に関するモダリティは、要求・回答、分野横断方式、分野別方式等を含む。非関税障壁についても途上国に対し何らかの特別かつ異なる待遇を十分考慮検討する。

9. 適切な研究及び能力開発

参加メンバーは、交渉への参加を向上させるための課題の特定作業を継続する。

10. 特恵の浸食ほか

特恵の浸食及び関税収益への高依存度は今後の検討課題とする。

< 別紙 >

W T O カンクン閣僚会議文書案に対する亀井農林水産大臣の見解

(問合せ先)

大臣官房国際部国際経済課 遠藤、内田

03-3502-8111 (代表) 6651 (遠藤)、6654 (内田)

03-3502-0897 (直通)